

小郡市監査委員公表第20号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年5月26日及び令和5年6月5日に小郡市長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年9月8日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 佐々木 益雄

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第8号（令和3年4月8日付 財政課）分
..... 1件
小監公表第8号（令和5年3月1日付 総務広報課）分
..... 2件

第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第8号（令和3年4月8日付 財政課）分

	監査の結果	措置の状況
1	指摘事項（2）契約事務について適正な事務処理を求めるもの 清涼飲料水等自動販売機設置事業者の募集において、応募申込兼価格提案書の提案価格の欄が修正液で修正されていた。 契約事務において、価格は事業者決定の重要な条件である。疑義を持たれることのないよう、適正な事務処理を行われたい。	前回の指摘を受け、令和4年度に実施した清涼飲料水等自動販売機設置事業者の募集の際には、記載方法を分かりやすくするために公告及び募集実施要領、提案書に提案価格は太字で二重線を入れ税抜きであることを強調することで対応し、適正な事務処理を行った。

小監公表第8号（令和5年3月1日付 総務広報課）分

	監査の結果	措置の状況
1	<p>指摘事項（1）切手の適正な管理を求めるもの 切手受払簿が適正に整理されておらず、切手と切手受払簿の残数が一致していなかった。 切手の出納を行ったときは、帳簿に記録しなければならない。また、切手は常に良好な状態で管理しなければならない。切手は換金性の高い物品であるため、適正な管理ができるように努められたい。</p>	<p>毎月月末に各課から提出された「切手等交付申請書」と切手受払簿との残数確認を徹底している。 郵便料金不足時の切手による支払を迅速に処理するため、予め切手等交付申請書を総務広報課窓口へ備え付け、書面による記録を残すこととした。</p>
2	<p>指摘事項（2）文書の適正な管理を求めるもの 文書の取扱い、整理及び保管において、受付文書、起案文書及び個別フォルダーに必要事項が記載されていないなど、小郡市文書規程通りに事務処理されていないものが見受けられた。 行政文書は、職員個人や課のものではなく、情報公開制度を通じて市民が知りうる情報であるため、適正に管理しなければならない。小郡市文書規程に則り、文書管理を行われたい。</p>	<p>受付文書、起案文書に必要事項を記入するとともに、個別フォルダ前面に分類ラベルシール貼付を行った。 令和5年3月6日付事務連絡「令和5年4月以降の受付文書の記載方法の変更について（通知）」にて事務処理の簡素化を図った。</p>